

第8回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日（金）午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史
会長職務代理者	1番	前谷 篤
委員	2番	角丸 章
	4番	大原 瞳生
	6番	渡邊 勝郎
	8番	井上 善博
	10番	高橋 宏吉
	12番	菊地 匠
		3番 猿渡 万里子
		5番 片桐 幸示
		7番 渡部 延三
		9番 竹田 安宏
		11番 谷口 秀夫

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農地法18条第6項の規定による合意解約について
報告第3号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士 勇治
事務局次長	野田 勉
事務局事務係係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第8回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、1番の前谷篤代理、2番の角丸章委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 それでは報告第1号をご説明いたします。

「農業者年金死亡関係届」の処分を報告するものです。

が亡くなられたことに伴いまして、配偶者である
より届出がありました。

この案件は専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長 全員 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

会長 全員 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

事務局 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第2号をご説明いたします。

賃貸借の合意解約を報告する案件でございます。貸主は
、借主は

、土地の表示は西1条南21丁目118番1、公簿・現況とも田、面積17,391m²以下、記載のとおり合計5筆、面積34,322.21m²です。契約の内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借を設定していたもので、期間は平成28年1月25日から令和7年12月31日までの10年間としていました。合意が成立した日は2月2日、土地の引渡しの時期は本日です。提出された合意解約の通知書には、両者記名・押印の合意解約書も添付されておりまして、農地法第18条に基づく賃貸借の合意解約が成立していることを確認しています。

なお、合意解約された後は、この地域で新規就農をめざしてきた別の方に賃貸される予定であり、議案第1号の6番において提案いたします。以上、ご報告といたします。

会長 全員 只今、報告第2号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

会長 全員 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

事務局 続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第3号をご説明したいと思いますが、農地所有適格法人の要件確認は昨年7月以降初めての報告ですので、内容を説明する前に、この要件確認がどのようなものかご説明したいと思います。

まず、株式会社などの法人が農業に参入する場合、農地法に定める要件を満

たせば、農地を所有することができまして、このような法人を「農地所有適格法人」と言います。そして、農地所有適格法人は、農地法に基づいて、毎年、農業委員会に対して事業状況などを報告しなければなりません。農業委員会としては、報告された内容から農地所有適格法人の要件を満たしているか確認することになっていまして、報告第3号はこの要件確認を報告する案件でございます。

なお、かつては「農業生産法人」という言葉もありましたが、平成28年に施行された改正農地法によって、農地所有適格法人という用語に変わっていきますので、現在、法的には農業生産法人という用語は無くなっています。また、法人が農業に参入することについて、皆さんご承知のことと思いますが、国は度重なる法改正で規制を緩和しておりまして、法人の農業参入を促す方向に進んでいます。これは、農地所有適格法人によって、耕作放棄地を減らす、ですか、農業の6次産業化を図る、といった狙いがあることを付け加えたいと思います。なお、詳しくは、昨年7月に皆さんに配布しました「農家相談の手引き」、この本ですが、69頁から記載されていますので、後ほどご参照いただければと思います。

では、今回報告のあった2つの法人の要件を確認したいと思いますので、まず、別添1「農地所有適格法人要件確認書」という様式をご覧ください。この様式は農水省の省令で定められた様式です。では、[REDACTED]ですが、上方から見ていきますと、経営面積は56ha、次に法人形態に関する記載がございますが、農地法では、農地所有適格法人になれるのは、株式会社や特例有限会社、合同会社などに限られまして、[REDACTED]は特例有限会社ですので要件を満たしており、適否は適となります。

次に事業の種類や売上高が記載されています。ここでは、売上高の過半が農業によるものという要件を確認します。因みに、農業の売上高には農産物の加工・販売など、関連事業も含めることになっています。[REDACTED]の場合を見てみると、記載のとおり、全額が農業による売上となっていますので、適否は適となります。

次に構成員数について、裏面まで繰り返して記載されていますが、ここでは、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件を確認します。[REDACTED]の場合は、議決権を持つ構成員が2人とも農業の常時従事者ですので要件を満たしています。

最後に、業務執行役員数の記載があります。これは、役員の過半が農業の常時従事者であることなどの要件を確認するもので、[REDACTED]は4人の役員全員が常時従事していますので問題ありません。

以上のとおり、[REDACTED]は農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。

次に、2件目は[REDACTED]です。別添2の確認書をご覧いただきたいと思います。法人形態の要件については合同会社ですので適否は適、事業の種類と売上高の要件では全額が農業関係の売り上げですので、これも適、構成員の要件は構成員の2人とも農業の常時従事者ですので適、裏面の業務執行役員の要件も役員3人のうち過半の2人が農業の常時従事者であるため問題ありません。従いまして、全ての要件を満たしていることを確認しております。以上、ご報告とさせていただきます。

只今、報告第3号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
はい、井上委員。

会長

井上委員

[REDACTED]というのはどこのどなたですか。

事務局 [REDACTED] は、お菓子屋さんの [REDACTED] に農作物を 100% 提供している会社でして、場所で言うと茶色い最近建った建物の手前側に農地があるのですが、そこで報告書にあるとおり、そばですとか、米、ハスカップ、ブルーベリー等を作っていて、その全てを [REDACTED] に納入している、そういう法人です。

井上委員 はい、分かりました。

会長 よろしいですか。

井上委員 はい。

会長 その他何かご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず、1 番から 3 番まで、事務局より説明願います。

事務局 ではご説明いたします。

1 番から 3 番までの利用集積計画は、いずれも昨年末に賃貸借の期間が終了し、再契約する案件でございます。

では、まず 1 番です。計画番号は令和 2 年度賃第 13 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史さんです。出し手、貸主は [REDACTED] 、受け手、借主は [REDACTED] 、

農地の所在等は、焼山 261 番、地目は公簿が宅地で現況は畑、面積 495.86 m²、以下、記載のとおり合計 5 筆、35,000.86 m² です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額 70,000 円、これは地積に単価 2,000 円を乗じたものであり、支払期限等は 11 月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和 4 年 12 月 31 日までの 1 年 11 か月、当事者間の法律関係は賃貸借となります。

この案件に関する農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定める要件の確認については、別添 3 に調査書を添付しているとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件でございます。図面は第 1 号図に示していますので参考にしてください。

続いて 2 番です。計画番号は令和 2 年度賃第 14 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の渡邊勝郎さんです。出し手、貸主は [REDACTED] 、受け手、借主は 1 番と同じく [REDACTED]

、農地の所在は、空知太 118 番、地目は公簿・現況とも田、面積 9,923 m²、以下、記載のとおり合計 10 筆、40,380 m²、対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額 342,100 円、これは水張面積に単価 11,000 円を乗じた額です。支払期限は 11 月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和 4 年 12 月 31 日までの 1 年 11 か月、法律関係は賃貸借です。

この案件の要件の確認は、別添 4 の調査書に記載のとおり、全ての要件を満たしていますので、決定できる案件です。図面は第 2 号図に示しているとおりでございます。

次に 3 番です。計画番号は令和 2 年度賃第 15 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の菊地匡さんです。出し手、貸主は [REDACTED] 、受け手、借主は [REDACTED]

、農地の所在等は、一の沢 52 番 1 の内、地目は公簿・現況とも畠、面積 11,900 m²、以下、記載のとおり合計 3 筆、51,870 m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額 125,000 円、これは地積に単価 2,400 円を乗じたものです。支払期限等は 11 月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 11 か月、法律関係は賃貸借です。

この案件の要件確認は別添 5 の調査書に記載しています。必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第 3 号図に示しているとおりでございます。

以上、1 番から 3 番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第 1 号の 1 番から 3 番までの説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続いて、議案第 1 号の 4 番を審議します。本案件は [REDACTED] が受け手となっていますので、農業委員会法第 31 条に規定する議事参与の制限により、[REDACTED] には審議終了までご退席をお願いします。審議後は、ご着席くださいますようあわせてお願ひいたします。

<[REDACTED] 退席>

それでは、4 番について、事務局より説明願います。

それでは、4 番をご説明します。この案件も、昨年末に賃貸借の期間が終了し、再契約する案件でございます。

計画番号は令和 2 年度賃第 16 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の片桐幸示さんです。出し手、貸主は [REDACTED]

と、住所が同じ [REDACTED]、受け手、借主は [REDACTED]

、農地の所在等は、東豊沼 274 番 2 の内、地目は公簿・現況とも田、面積 6,583 m²、以下、記載のとおり合計 2 筆、7,912 m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額 26,750 円、これは水張面積に単価 5,000 円を乗じたものであり、支払期限等は指定口座に 11 月末までに振り込むこと、期間は本日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 11 か月、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件の要件確認は、別添 6 に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件でございます。図面は第 4 号図に示しています。

以上です。

只今、議案第 1 号の 4 番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

それでは、ここで [REDACTED] に着席していただきます。

<[REDACTED] の着席>

それでは、続きまして、議案第 1 号の 5 番について、事務局より説明願います。

事務局

それでは、5番をご説明します。これは新たに決定する案件でございます。計画番号は令和2年度賃第17号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史さんです。出し手、貸主は[REDACTED]、受け手、借主は[REDACTED]、農地の所在は、焼山316番1の内、地目は公簿・現況とも畑、面積280m²、以下、記載のとおり合計2筆、1,500m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額3,000円、これは地積に単価2,000円を乗じたものであり、支払期限等は貸主名義の指定口座に11月末までに振り込むこと、期間は本日から令和8年2月24日までの5年間、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件は、貸主の関尾さんが農地を貸したい意向を示していた一方、借主の[REDACTED]は隣接地で規模拡大をめざしており、推進員の地域における調整により賃貸借を行うことになったもので、対象農地ではハウス4棟でミニトマトの栽培が予定されています。

この案件の要件確認は、別添7に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第1号図に示していますので参考にしてください。

以上です。

会長

只今、議案第1号の5番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

事務局

続きまして、議案第1号の6番について、事務局より説明願います。

それでは、6番をご説明します。これは新規就農の案件でございます。

計画番号は令和2年度賃第18号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の角丸章さんです。出し手、貸主は[REDACTED]

、受け手、借主は[REDACTED]、農地の所在は、報告第2号で合意解約が報告された農地です。西1条南21丁目118番1、地目は公簿・現況とも田、面積17,391m²、以下、記載のとおり合計5筆、34,322.21m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額392,400円、これは水張面積に単価12,000円を乗じたものであり、支払期限等は貸主名義の指定口座に11月末までに振り込むこと、期間は本日から令和3年12月31日までの11か月、当事者間の法律関係は賃貸借です。

ここで、借主である[REDACTED]について、ご説明したいと思います。[REDACTED]は、現在26歳ですが、3年前の平成30年に砂川市に転入ってきて、西豊沼を中心に水稻の農作業を手伝いながら米づくり全般を学んできました。[REDACTED]の伯父さんに当たる[REDACTED]からは、農業の経営についても教えを受けておりました。そうした傍ら、[REDACTED]は市内の農業者のもとで水稻以外の農作業も経験し、また一方では、北海道農業大学校で農業研修を受けたり、或いはドローンオペレーターの免許を取得するなど、新規就農に向けた準備を進めてきました。

なお、この3年間は、砂川市より地域おこし協力隊員として委嘱を受けていましたので、砂川市としても[REDACTED]の活動を支援してきております。

そして今般、[REDACTED]が農地を取得するにあたり、推進員による地域での調整を経て、[REDACTED]がこれまで借りていた農地を[REDACTED]が借りることに

なったものです。この6番の案件と、実は次の7番の案件も[REDACTED]に農地を貸借する案件でして、合わせると約4.7haとなり、これは砂川市農業委員会が定めた下限面積1.5haを超えており、この農地で水稻専業の新規就農となります。

なお、賃貸借の期間は本年12月31日までと短い期間となっていますが、これは、来年に向けて、農地保有合理化事業を活用して同じくらいの面積の別の農地を借りることを検討しているため、まずは本年中の賃貸借となつたためです。

この案件の要件確認は、別添8に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第5号図に示していますので参考にしてください。

以上です。

会長 只今、議案第1号の6番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

続いて、議案第1号の7番を審議します。本案件は[REDACTED]が出し手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、[REDACTED]には審議終了までご退席をお願いします。審議後は、ご着席くださいますようあわせてお願ひいたします。

<[REDACTED]退席>

事務局 それでは、7番について、事務局より説明願います。

事務局 それでは、7番をご説明します。今ほど申し上げたとおり、受け手が6番と同じ[REDACTED]の案件でございます。

計画番号は令和2年度賃第19号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼南地区農用地利用改善組合、組合長の東英男さんです。出し手、貸主は[REDACTED]、受け手、借主は[REDACTED]、農地の所在は、西豊沼201番1、地目は公簿・現況とも田、面積5,121m²、以下、記載のとおり合計2筆、12,971m²です。対価は改善組合による調整のもと双方の話し合いにより、年額126,500円、これは水張面積に単価10,000円を乗じたもので、支払期限等は貸主名義の指定口座に11月末までに振り込むこと、期間は本日から令和8年12月31日までの5年11か月、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件の対象農地は、[REDACTED]が借りていましたが、昨年12月で賃貸借期間が切れたところ、ちょうど[REDACTED]の新規就農時期に合つたこともあり、改善組合による調整を経て、[REDACTED]への賃貸借となったものです。

この案件の要件確認は、別添9に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第6号図に示していますので参考にしてください。

以上です。

会長 只今、議案第1号の7番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

- 会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。
- 会長 それでは、ここで [REDACTED] に着席していただきます。
- 会長 <[REDACTED] 着席>
- 会長 それでは、続きまして、議案第1号の8番について、事務局より説明願います。
- 事務局 それでは、8番をご説明します。新たな案件でございます。
- 事務局 計画番号は令和2年度賃第20号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の竹田安宏さん、出し手、貸主は [REDACTED]、受け手、借主は [REDACTED]
- [REDACTED] です。農地の所在は、東4条北11丁目36番、地目は公簿・現況とも畠、面積2,783m²、以下、記載のとおり合計2筆、3,060m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額12,240円、これは地積に単価4,000円を乗じたもので、支払期限等は貸主名義の指定口座に11月末までに振り込むこと、期間は本日から令和7年12月31日までの4年11か月、当事者間の法律関係は賃貸借です。
- 事務局 この案件は、農地を貸したい意向を示していた貸主、[REDACTED] の農地について、推進員が調整のうえ、隣接地を耕作していた借主の [REDACTED] が借りることになったもので、対象農地では、ブロックコリーの栽培を予定しているとのことです。
- 事務局 この案件の要件確認は、別添10に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第7号図に示していますので参考にしてください。
- 会長 以上です。
- 会長 只今、議案第1号の8番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
- 全員 なし
- 会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。
- 会長 続きまして、議案第1号の9番について、事務局より説明願います。
- 事務局 それでは、9番をご説明します。この案件は、昨年末に使用貸借の期間が終了し、再契約する案件です。
- 事務局 計画番号は令和2年度使第2号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の谷口秀夫さんです。出し手、貸主は [REDACTED]
- [REDACTED]、受け手、借主は [REDACTED]
- [REDACTED]、農地の所在等は、東豊沼254番1の内、面積8,424.27m²、以下、記載のとおり合計2筆、14,655.27m²、対価は無償、期間は本日から令和3年12月31日までの11か月間とし、当事者間の法律関係は使用貸借となります。
- 事務局 この案件の要件確認は、別添11に記載のとおり、全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。図面は第8号図に示しているとおりでございます。以上です。
- 会長 只今、議案第1号の9番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
- 渡部委員 はい。渡部委員。
- 渡部委員 これ、今年いっぱいなんんですけど、来年以降はどうなるんですか。
- 事務局 今年の賃貸に当たりましても、売買の話があった訳ですが、条件が整わなくて、また来年、売買の話をしましよう、ということで一年間使用貸借となつた

- 会長 渡部委員 会長 全員 会長 全員 会長 ものです。
よろしいでしょうか。
はい。
その他に何か質問等ございませんか。
なし。
それでは、質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。
はい。高橋委員。
ちょっと参考までに伺いたいのですが、先程、6番・7番でしたっけ、■■■■■の件なんんですけど、3年間、地域協力隊でやっていて、新規就農ということで、それは終わって、新規就農でまた何年間って感じなの。新規就農の場合は若干貰えるじゃないですか。
事務局 補助金とかですか。
高橋委員 そういう助成金とか。
事務局 5年間、色々な優遇措置がある期間です。
高橋委員 それを貰いつつ、規模拡大を目指していくということですか。
事務局 そうですね、活用できるものは活用しましょうということで、農政課の方も絡んでいるのですが、色々情報提供したり、何度か■■■■■も交えて打ち合わせをしたりしながら、じゃあ、こういう方向で行こうか、或いは、認定新規就農計画の申請をしようか、ですとか打ち合わせを進めています。
高橋委員 それともう一点。地域協力隊で入ってきたら3年と5年で計8年ですよね。全く新規就農した場合は、それは5年と言えば5年。
事務局 5年ですね。地域協力隊の制度は、新規就農関係とは全く別の制度で、農業だけのものではありません。ですので、地域協力隊3年、新規就農5年、別々となります。
高橋委員 うちの地域もそういう人がいそうなんだけど、声を掛けているのですが、今のところ返事が無いんですけども、その辺ちょっと聞きたかったものですから。分かりました。はい。
事務局次長 農業次世代人材投資資金という事業なんですけども、準備型というものがありまして、研修するに当たり、2年間、1年間に当たり1人150万円、夫婦の場合は225万円を支援してもらうことができます。その後、農業所得で350万円まで、100万円以上超えたたら目減りだったと思いますが、年間150万円の補助を受けることができる。それが最長5年間ということになります。リスクを背負って新規就農して、生活資金が足りなくなったら困るので、その分を支援しましよう、という考え方です。所得が、例えば、500万も600万も上がったら、それはいらないでしょうということで、減額され、最後はゼロになるという考え方です。
会長 地域おこし協力隊は砂川市農政課のほうで運用している資金で、これを活用して研修を受けてもらっている、これは3年間です。その仕組みを使いながら新規就農をめざすというのが今の進め方です。
高橋委員 よろしいですか。
会長 はい。
大原委員 その他に何かございませんか。
今のことに関連して、協力隊ってどのくらい補助と言うか給料と言うか、こ

れはどのくらいのものですか。

事務局次長 国からの交付金を活用しているのですが、概ねで給料 200 万円、プラス手当が若干ありますので、200 万円ちょっとですね。それと活動費として、限度額がありますけど、限度額で 200 万円、これは家賃補助、その他必要な経費を含めて 200 万円、ただ 200 万円全額使うということは今のところあまりないですけれども、例えば、パソコンが必要であればパソコン代ですとか、そういうものも含めて可能となっています。その方が年間トータルで使える経費は最大みれば 400 万円ちょっとということになります。

大原委員 はい、分かりました。

会長 その他に何かございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、特にその他に何も無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和 2 年度空知農業委員会連合会第 4 回役員会（事務局）

- ・日 時 令和 3 年 2 月 4 日（木）
- ・場 所 ホテルサンプラザ（岩見沢市）
- ・出席者 関尾会長、福士事務局長

3. 令和 2 年度中空知農業委員会協議会新任農業委員研修会（事務局）

- ・日 時 令和 3 年 3 月 5 日（金）
- ・場 所 ホテル三浦華園（滝川市）
- ・出席者予定者 片桐委員・渡部委員・井上委員・竹田委員

4. 第 9 回定期総会の日程変更（事務局）

- ・3 月 25 日（木）13:30～ → 3 月 23 日（火）13:30～

5. 令和 3 年度砂川市農業委員会事業計画（事務局）

- ・3 月中旬 検討委員会の開催
(検討委員：会長、会長職務代理者、
席番号 6～9 番の委員)
- ・3 月 23 日 第 9 回定期総会において審議

6. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、2 月分を事務局に提出してください。

会長 それでは、全体を通して何かございませんか。

谷口委員 局長が今言われた東豊沼地区はどの辺を言っているのですか。

事務局長 今年で最後なのですが、3 年位ずっとやっていた場所がありますよね。
え、どこ。

事務局次長 [REDACTED] のところありますよね。あそこの用水路、用廃路と言いますが、あそこ改修です。

事務局長 3 年位計画でずっとやっていた場所があるんです。ここ 3 年位毎回報告していたのですが、要はあの地域、豊栄地域を含めて、雨が降ると水がつくという

ことで、色々な工夫をしながら雨水対策をしていたのですね。その1つで、水の受け場所を作る、排水を整備するという事業を3年位やってきていた、それが最終年度ですということです。

谷口委員

工事はだいたい終わったんですよね。概ね。

事務局長

もう一年、新年度で終わります。今年の工事で一旦終わります。

谷口委員

はい、分かりました。

会長

よろしいですか。

谷口委員

はい。

会長

その他に何か質問等ございませんか。

全員

なし。

会長

それではないようですので、改めて次回総会の日程を確認したいと思います。次回は3月23日、火曜日、時間は午後1時半からとなっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは以上で第8回定例総会を終了します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員